岩手県告示第552号

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第１項の規定に基づき、次のとおり農地中間管理機構から農地を利用する権利の設定に関し裁定の申請があった。

令和８年10月16日

岩手県知事　達　増　拓　也

１（１）　申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

所　在	地　番	地　目	面　積
			㎡
奥州市胆沢若柳字上堰	17番	田	769
奥州市胆沢若柳字上堰	23番	田	2,176
奥州市胆沢若柳字上堰	51番	田	2,954

（２）　申請に係る農地の利用の現況

耕作の事業に従事する者が不在となり、又は不在となることが確実と認められる。

（３）　申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

裁定後に、申請者から借受希望者に農地を貸し付ける。

（４）　希望する農地を利用する権利の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

農地を利用する権利の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
令和９年３月１日	５年間	85,535円

２（１）　申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

所　在	地　番	地　目	面　積
			㎡
岩手郡雫石町西根清水端	76番	田	468
岩手郡雫石町西根清水端	77番	田	609
岩手郡雫石町西根清水端	78番	田	789
岩手郡雫石町西根清水端	79番	田	756
岩手郡雫石町西根清水端	81番	田	703
岩手郡雫石町西根清水端	82番	田	1,501
岩手郡雫石町西根清水端	83番	田	1,621
岩手郡雫石町西根清水端	84番１	田	1,573
岩手郡雫石町西根清水端	84番２	田	53
岩手郡雫石町西根清水端	85番１	田	1,301
岩手郡雫石町西根清水端	85番２	田	322
岩手郡雫石町西根清水端	86番１	田	1,001
岩手郡雫石町西根清水端	86番２	田	633
岩手郡雫石町西根清水端	87番１	田	720
岩手郡雫石町西根清水端	87番２	田	643
岩手郡雫石町西根清水端	87番３	田	277
岩手郡雫石町西根清水端	88番１	田	573
岩手郡雫石町西根清水端	88番２	田	643
岩手郡雫石町西根清水端	88番３	田	405

岩手郡雫石町西根清水端	118番	田	1,482
岩手郡雫石町西根清水端	119番	田	1,511
岩手郡雫石町西根清水端	120番	田	1,511
岩手郡雫石町西根清水端	121番	田	1,508
岩手郡雫石町西根清水端	122番	田	1,509
岩手郡雫石町西根清水端	123番	田	895

（２） 申請に係る農地の利用の現況

耕作の事業に従事する者が不在となり、又は不在となることが確実と認められる。

（３） 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

裁定後に、申請者から借受希望者に農地を貸し付ける。

（４） 希望する農地を利用する権利の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

農地を利用する権利の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
令和９年３月１日	５年間	230,070円

3（1） 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

所　在	地　番	地　目	面　積
			㎡
岩手郡雫石町西根上駒木野	15番１	田	5,460
岩手郡雫石町西根上駒木野	15番３	田	4,032
岩手郡雫石町西根上駒木野	15番５	田	8,716
岩手郡雫石町西根上駒木野	18番１	田	1,181
岩手郡雫石町西根上駒木野	62番２	田	3,772
岩手郡雫石町西根上駒木野	62番４	田	1,863
岩手郡雫石町西根東駒木野	35番２	田	5,708

（２） 申請に係る農地の利用の現況

耕作の事業に従事する者が不在となり、又は不在となることが確実と認められる。

（３） 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

裁定後に、申請者から借受希望者に農地を貸し付ける。

（４） 希望する農地を利用する権利の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

農地を利用する権利の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
令和９年３月１日	５年間	307,320円

4（1） 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

所　在	地　番	地　目	面　積
			㎡
九戸郡野田村大字野田第14地割字大平前	110番１	田	1,655

（２） 申請に係る農地の利用の現況

耕作の事業に従事する者が不在となり、又は不在となることが確実と認められる。

（３） 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

裁定後に、申請者から借受希望者に農地を貸し付ける。

（４） 希望する農地を利用する権利の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

農地を利用する権利の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額

令和９年３月１日	５年間	33,100円

備考　申請に係る農地の農地法第32条第１項に規定する所有者等は、令和８年10月30日までに、知事に農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第83条各号（第５号を除く。）に掲げる事項を記載した意見書を提出することができる。

なお、意見書の提出先は、盛岡市内丸10番１号岩手県農林水産部農業振興課である。